

釜石広域ウィンドファームのイヌワシの衝突死の対策について県知事に要望

本年9月20日、釜石市和山の風車の翼（ブレード）に衝突死した希少種であるイヌワシ雌1羽の死体が発見されました。

日本野鳥の会岩手県連絡協議会（盛岡支部、北上支部、宮古支部）、（財）日本野鳥の会（本部：東京、会長：柳生博 会員4万6千人）の代表らは、釜石広域ウィンドファームのイヌワシの衝突死について現地調査、事故の再発防止のために早急な対策が必要であると以下のような項目について県知事に要望しました。

専門家の英知を集め一刻もはやく適切な衝突事故再発防止策を実施するよう、風力発電の事業者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスを指導してください。

1. 再発防止委員会を設置することを指導してください。日本野鳥の会岩手県連絡協議会と財団法人日本野鳥の会は委員会への協力を惜しみません。
2. 事業者が事故後にロボットを置いて再発防止策としているのは十分な措置とはいえないと考えられます。ロボットが役立っているか調査し、役立っていなければ、新たな再発防止策が実行、および評価されるまで、風車の運転を停止するよう指導してください。
3. 事故が再発した場合には、風車の運転を停止するよう事業者を指導してください。
4. イヌワシの衝突死が発見後、発表まで2ヶ月もかかったことは遺憾です。今後は直ちに発表するように指導してください。

なお、同趣旨の文書を環境省東北地方環境事務所と株式会社ユーラスエナジーホールディングにも提出しています。

イヌワシは種の保存法の国内希少野生動植物種、国の天然記念物に指定されており、全国の生息数は約650羽、岩手には北上高地を中心に全国の約10%が生息しているとみられています。しかし、近年岩手でも繁殖率は悪化し、32巣からようやく2~5羽が巣立つ状態となり、絶滅が心配されています。

<添付資料>

釜石広域ウィンドファームにおけるイヌワシ衝突死の対策についての要望
風力導入マニュアル見直し等についてのお願い（2001年環境大臣へ提出）
国内における風力発電施設が与えた鳥類への影響の事例

<要望書提出先>

岩手県
環境省東北地方環境事務所
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

本件へのお問い合わせは

日本野鳥の会盛岡支部 中村茂
日本野鳥の会北上支部 高橋知明
日本野鳥の会宮古支部 佐々木宏
日本野鳥の会本部 自然保護室 浦達也 TEL 03-5436-2633

日野鳥発第 76 号
平成 20 年 12 月 8 日

岩手県知事
達増 拓也 様

日本野鳥の会岩手県連絡協議会 会長 川口誠一

日本野鳥の会盛岡支部 支部長 中村 茂

日本野鳥の会北上支部 支部長 高橋知明

日本野鳥の会宮古支部 支部長 佐々木 宏

財団法人日本野鳥の会 会長 柳生 博

釜石広域ウィンドファームにおけるイヌワシ衝突死の対処についての要望

平素より、私どもの環境保全活動に対し、ご理解ご協力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、名作『遠野物語』誕生の地に近く、六角牛山を望む和山牧場(釜石市)の風力発電施設に衝突したイヌワシの成鳥メス 1羽の死体が 9月 20日に発見されました。

イヌワシは国の天然記念物で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種、環境省レッドリストの絶滅危惧種 IBに指定されています。岩手県は全国のイヌワシのうち約 10%が生息しており、32ヶ所の営巣地が発見されています。これは、岩手の自然がいかに貴重なものであるかの証です。

しかし、風力発電施設の建設により、この自然環境がなしくずしに破壊されようとしています。日本野鳥の会岩手県連絡協議会は以前から、風力発電施設への鳥類の衝突を懸念し、警告を発してきました。例えば日本野鳥の会東北ブロック協議会は、環境省川口順子環境大臣へ第 24 回総会会長白岩康夫名で「風力発電導入マニュアル見直し等についてのお願い」の要望書(別紙 1)を出しています。これは日本野鳥の会岩手県連絡協議会が提案して決議したものです。こうした中で今回の衝突死が起きたことは誠に遺憾であり、日本野鳥の会岩手県連絡協議会は哀悼の誠を捧げるものです。

平成 20 年 11 月 26 日、日本野鳥の会岩手県連絡協議会、同宮古支部、同盛岡支部、同北上支部、財団法人日本野鳥の会の代表らが、イヌワシの衝突死の現場を視察しました。事故後も当該風力発電機が運転されているのは遺憾であり、また、事故の再発を防止するために早急な対策が必要と考え、下記の通り要望いたします。

記

1. イヌワシは国指定天然記念物およびいわてレッドデータブックでAランクに指定されていることに鑑み、貴職として、研究者、自然保護団体、事業者等の専門家の英知を集め、一刻もはやく適切な衝突事故再発防止策を立案し実施するよう、事業者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対して指導してください。
2. 再発防止策を講じるにあたり、再発防止委員会を設置し、今までにおける事業者のモニタリング結果を元に再発防止策を講じ、それを実施すること、委員会はその後も存続させ、防止策の結果のモニターと猛禽類飛翔状況調査を継続すること、問題がある場合はさらなる検討を行なうこと、委員会は原則公開とすること、委員会で協議された内容等は県、環境省、文化庁に逐次報告を行なうことを指導してください。なお、日本野鳥の会岩手県内三支部は岩手県内のイヌワシについて、財団法人日本野鳥の会は風力発電機へのバードストライクについての情報を持っており、これらの団体は再発防止策を講ずるための委員会への協力は惜しみません。
3. 事業者が事故後にロボットを置いて再発防止策としているのは、十分な措置とは言えないと考えられます。このロボットは規則的な動きを繰り返すものですが、野鳥は一般的に、規則的な動きをする物体には慣れることが知られています。また、ロボットはハンターの格好をしています。イヌワシはそもそも狩猟鳥ではないため、それを見て脅威を感じるかという疑問があります。ロボットがイヌワシを寄せ付けないために確実に役立っているかどうかモニタリングをし、そのことを実証できなければ、新たな再発防止策が実行および評価されるまで、イヌワシの飛来が確認されている風力発電機の運転を停止するように指導してください。
4. 再発防止策を講じても事故が再発した場合には、イヌワシの飛来が確認されている場所の風力発電機の運転をすぐに停止するように指導してください。

以上

日野鳥発第 75 号
平成 20 年 12 月 8 日

環境省 東北地方環境事務所
所長 吉井 雅彦 様

日本野鳥の会岩手県連絡協議会 会長 川口誠一

日本野鳥の会盛岡支部 支部長 中村 茂

日本野鳥の会北上支部 支部長 高橋知明

日本野鳥の会宮古支部 支部長 佐々木 宏

財団法人日本野鳥の会 会長 柳生 博

釜石広域ウィンドファームにおけるイヌワシ衝突死の対処についての要望

平素より、私どもの環境保全活動に対し、ご理解ご協力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、名作『遠野物語』誕生の地に近く、六角牛山を望む和山牧場(釜石市)の風力発電施設に衝突したイヌワシの成鳥メス 1羽の死体が 9 月 20 日に発見されました。

イヌワシは国の天然記念物で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種、環境省レッドリストの絶滅危惧種 IB に指定されています。岩手県は全国のイヌワシのうち約 10%が生息しており、32ヶ所の営巣地が発見されています。これは、岩手の自然がいかに貴重なものであるかの証です。

しかし、風力発電施設の建設により、この自然環境がなしくずしに破壊されようとしています。日本野鳥の会岩手県連絡協議会は以前から、風力発電施設への鳥類の衝突を懸念し、警告を発してきました。例えば日本野鳥の会東北ブロック協議会は、環境省川口順子環境大臣へ第 24 回総会会長白岩康夫名で「風力発電導入マニュアル見直し等についてのお願い」の要望書(別紙 1)を出しています。これは日本野鳥の会岩手県連絡協議会が提案して決議したものです。こうした中で今回の衝突死が起きたことは誠に遺憾であり、日本野鳥の会岩手県連絡協議会は哀悼の誠を捧げるものです。

平成 20 年 11 月 26 日に日本野鳥の会岩手県連絡協議会、同宮古支部、同盛岡支部、同北上支部、財団法人日本野鳥の会の代表らが、イヌワシの衝突死の現場を視察しました。事故後も当該風力発電機が運転されているのは遺憾であり、また、事故の再発を防止するために早急な対策が必要と考え、下記の通り要望いたします。

記

1. イヌワシは種の保存法における国内希少野生動植物種であることに鑑み、研究者、自然保護団体等から専門家の英知を集め、一刻もはやく適切な衝突事故再発防止策を立案し実施するよう、土地の占有者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対して指導してください。
2. 再発防止策を講じるにあたり、再発防止委員会を設置し、今までにおける事業者のモニタリング結果を元に再発防止策を講じ、それを実施すること、委員会はその後にも存続させ、防止策の結果のモニターと猛禽類飛翔状況調査を継続すること、問題がある場合はさらなる検討を行なうこと、委員会は原則公開とすること、委員会で協議された内容等は県、環境省、文化庁に逐次報告を行なうことを指導してください。なお、日本野鳥の会岩手県内三支部は岩手県内のイヌワシについて、財団法人日本野鳥の会は風力発電機へのバードストライクについての情報を持っており、これらの団体は再発防止策を講ずるための委員会への協力は惜しみません。
3. 事業者が事故後にロボットを置いて再発防止策としているのは、十分な措置とは言えないと考えられます。このロボットは規則的な動きを繰り返すものですが、野鳥は一般的に、規則的な動きをする物体には慣れることが知られています。また、ロボットはハンターの格好をしています。イヌワシはそもそも狩猟鳥ではないため、それを見て脅威を感じるかという疑問があります。ロボットがイヌワシを寄せ付けないために確実に役立っているかどうかモニタリングをし、そのことを実証できなければ、新たな再発防止策が実行および評価されるまで、イヌワシの飛来が確認されている風力発電機の運転を停止するように指導してください。
4. 再発防止策を講じても事故が再発した場合には、イヌワシの飛来が確認されている場所の風力発電機の運転をすぐに停止するように指導してください。
5. イヌワシの死体を発見後、発表まで 2 ヶ月かかったことは遺憾です。詳報は後日になっても構いませんが、イヌワシなど希少な鳥類の場合は特に、死体を発見した事実だけでも発見直後に発表することが、国民に対し、また全国の風力発電への注意喚起として大切です。今後もし、風力発電施設付近で希少な鳥類の発見をした場合には、早急にその事実だけでも発表してください。

以上

日野鳥発第 74 号
平成 20 年 12 月 8 日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
取締役社長 永田 哲朗 様

日本野鳥の会岩手県連絡協議会 会長 川口誠一

日本野鳥の会盛岡支部 支部長 中村 茂

日本野鳥の会北上支部 支部長 高橋知明

日本野鳥の会宮古支部 支部長 佐々木 宏

財団法人日本野鳥の会 会長 柳生 博

釜石広域ウィンドファームにおけるイヌワシ衝突死の対処についての要望

平素より、私どもの環境保全活動に対し、ご理解ご協力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、名作『遠野物語』誕生の地に近く、六角牛山を望む和山牧場(釜石市)の風力発電施設に衝突したイヌワシの成鳥メス 1羽の死体が 9月 20日に発見されました。

イヌワシは国の天然記念物で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種、環境省レッドリストの絶滅危惧種 IBに指定されています。岩手県は全国のイヌワシのうち約 10%が生息しており、32ヶ所の営巣地が発見されています。これは、岩手の自然がいかに貴重なものであるかの証です。

しかし、風力発電施設の建設により、この自然環境がなしくずしに破壊されようとしています。日本野鳥の会岩手県連絡協議会は以前から、風力発電施設への鳥類の衝突を懸念し、警告を発してきました。例えば日本野鳥の会東北ブロック協議会は、環境省川口順子環境大臣へ第 24 回総会会長白岩康夫名で「風力発電導入マニュアル見直し等についてのお願い」の要望書(別紙 1)を出しています。これは日本野鳥の会岩手県連絡協議会が提案して決議したものです。こうした中で今回の衝突死が起きたことは誠に遺憾であり、日本野鳥の会岩手県連絡協議会は哀悼の誠を捧げるものです。

平成 20 年 11 月 26 日に日本野鳥の会岩手県連絡協議会、同宮古支部、同盛岡支部、同北上支部、財団法人日本野鳥の会の代表らが、イヌワシの衝突死の現場を視察させていただきました。事故後も当該風力発電機を運転しているのは遺憾であり、また、事故の再発を防止するために早急な対策が必要と考え、下記の通り要望いたします。

記

1. イヌワシは種の保存法における国内希少野生動植物種であることに鑑み、土地の占有者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスは、研究者、自然保護団体等から専門家の英知を集め、一刻もはやく適切な衝突事故再発防止策の立案および実施を行なってください。
2. 再発防止策を講じるにあたり、再発防止委員会を設置し、今までにおける事業者のモニタリング結果を元に再発防止策を講じ、実施してください。また、委員会はその後も存続させ、防止策の結果のモニターと猛禽類飛翔状況調査を継続し、問題がある場合はさらなる検討を行なってください。そして、設置した委員会は原則公開とし、委員会で協議された内容等は、県、環境省、文化庁に逐次報告を行なってください。なお、日本野鳥の会岩手県内三支部は岩手県内のイヌワシについて、財団法人日本野鳥の会は風力発電機へのバードストライクについての情報を持っており、これらの団体は再発防止策を講ずるための委員会への協力は惜しみません。
3. 御社が事故後にロボットを置いて再発防止策とされているのは、十分な措置とは言えないと考えられます。このロボットは規則的な動きを繰り返すものですが、野鳥は一般的に、規則的な動きをする物体には慣れることが知られています。また、ロボットはハンターの格好をしています。イヌワシは狩猟鳥ではないため、それを見て脅威を感じるかという疑問があります。ロボットがイヌワシを寄せ付けないために確実に役立っているかどうかモニタリングをし、そのことが実証できなければ、新たな再発防止策が実行および評価されるまで、イヌワシの飛来が確認されている風力発電機の運転を停止してください。
4. 再発防止策を講じても事故が再発した場合には、イヌワシの飛来が確認されている場所の風力発電機の運転をすぐに停止してください。

以上

2001 年 11 月 30 日

環境省 環境大臣
川口 順子 様

日本野鳥の会東北ブロック協議会
第 24 回総会会長 白岩 康夫

要望書

風力発電導入マニュアル見直し等についてお願い

「風力発電導入マニュアル(環境省)」の風力発電システム設置の事前調査及び環境影響評価は、鳥類への影響は渡りの経路をさけるとの記述のみで不十分です。世界各地の鳥類の衝突例も設置場所の観光地化による稀少猛禽類への影響も、昼夜回転による騒音の鳥類への影響も明らかにされていません。また、鳥類の環境影響評価の調査を施工者に義務づける記述もありません。

風力発電システムの導入促進が地球温暖化対策等の環境保全対策への貢献に結びつくとして、現在国内の主用風力発電施設は 2001 年 3 月現在 34 都道県、265 基(東北は 6 県 51 基)に拡大しています。

また、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の「地域新エネルギービジョン策定等事業」実施自治体は 220 自治体にもおよび、導入目標値も大幅に引き上げられて、北海道や東北地方で大規模な導入が進められています。東北の大型風力発電の建設可能台数は 4868 基とみなされており、東北各地で導入が急増することは明らかです。

オランダでは 2 万羽の野鳥が巻き添えになったと推測され、鳥の生息地域や密集するような地形をもつ地域、視界の悪い地域、天候が常に悪い地域への建設は避けるような警告がされるべきとの報告があります。

2001 年 9 月 1 日、福島県の北塩原村で開催された第 24 回「日本野鳥の会東北ブロック協議会総会」で、風力発電と野鳥について討議、決議した下記のことを強く要望いたします。

記

1. 現行の「風力発電導入マニュアル」では、鳥類の保護対策が不十分なので「風力発電導入マニュアル」の見直しを急ぐよう要望いたします。
2. 稀少猛禽類および水鳥の重要な生息地とその周辺への設置は、衝突回避の対策技術が開発されるまで認めないよう要望いたします。

以上

※NEDO の数値等は「風力発電システム導入促進検討の手引き」(財)新エネルギー財団(2001.8 発行)から引用。

国内における鳥類への影響の事例

国内における鳥類の衝突事故は、国内でも 2002 年以降、事例が見つかりつつあり、影響の広がり懸念されている。今までに論文や行政の発表、新聞報道で公表された事故や影響の事例として、表のようなものがある。

これらは福田・高田・石山が 2003 年に北海道内の 12 カ所の風力発電所で行った一連の調査の結果を除き、計画的に記録されたものではなく、偶然見つかった断片的な記録である。従って、鳥類の衝突事故の地方的な分布を反映しているものではない。北海道における記録は、上記の福田・高田・石山（2004）に記載された記録以外に、オジロワシの死亡事故については見つかったすべての事故について、環境省の北海道地方環境事務所が死因の解明のための解剖を行って記者発表を行っている。また長崎県については、熱心な複数
の観察者が文献に記録を残したために記録が多くなっている。

表 日本における鳥類の風力発電施設への衝突事故の発見事例

	場所・発電所名	出力・基数	種名・数	発生時期	発見者	出典他	法令等指定
1	北海道稚内市 宗谷岬ウインドファーム	1,000kW 57 基	オジロワシ 1	2007 年 4 月 4 日 発見	事業者	2007 年 4 月 26 日環境省 発表	*
2	北海道幌延町 オトンルイ風力発電所	750kW 28 基(全長 3.1km)	オジロワシ 1	2006 年 6 月 8 日 発見		2006 年 12 月 5 日環境省 発表。新聞報道(同 12 月 6 日 北海道新聞他)	*
3	北海道留萌市 留萌風力発電所	400kW 6 基	トビ 1	2003 年発見	研究者	文献1。羽毛のみ	
4	北海道苫前町 苫前夕陽ヶ丘風力発電所	600kW 2 基、 1,000kW 1 基	トビ 2	2003 年発見	研究者	文献1。2羽分の死体	
5	同上	同上	オジロワシ 1	2004 年 2 月 5 日 発見	通行人	2004 年 3 月 15 日環境省 発表。新聞報道(同 2 月 7 日 毎日新聞他)	*
6	同上	同上	オジロワシ 1	2007 年 1 月 25 日発見	事業者	2007 年 1 月 27 日環境省 発表、新聞報道(同 1 月 28 日北海道新聞他)	*
7	北海道苫前町 苫前グリーンヒルウインドパーク	1,000kW 20 基	オジロワシ 1	2004 年 3 月 15 日発見	事業者	2004 年 7 月 27 日環境省 発表。新聞報道(同 7 月 28 日 北海道新聞他)	*
8	同上	同上	オジロワシ 1	2006 年 4 月 13 日発見		2006 年 5 月 17 日環境省 発表。新聞報道(同 5 月 18 日 北海道新聞他)	*

9	北海道苫前町	全 42 基(合計 52.8MW)	オジロワシ 3	2007 年 7 月 ~ 2008 年 6 月	研究者	文献9	*
10	北海道石狩市 いしか り市民風力発電所	1,650kW 2基	オジロワシ 1	2005 年 12 月 19 日発見	事業者	2006 年 2 月 1 日環境省 発表。新聞報道(同 2 月 2 日 北海道新聞他)	*
11	北海道室蘭市祝津風 力発電システム	490kW 1 基、 1,000kW 1基	オオセグロカ モメ 1	2003 年発見	研究者	文献1	
12	北海道根室市歯舞 根室歯舞風力発電所	750kW 1 基	トビ 1	2003 年発見	研究者	文献1。片翼のみ	
13	北海道根室市 昆布 盛ウインドファーム	1,500kW 5基	オジロワシ 1	2004 年 12 月 10 日(当日死亡)	通行人	文献2。2004 年 12 月 13 日環境省発表。新聞報 道(同 12 月 11 日 北海道 新聞他)	*
14	同上	1,500kW 7基	オジロワシ 1	2007 年 4 月 28 日(当日死亡と 思われる)	事業者	2007 年 5 月 18 日環境省 発表	*
15	北海道浜中町 浜中 風力発電所	1,370kW 1基	オジロワシ 1	2008 年 10 月 19 日発見(新しい 死体)	通行人	新聞報道(2008 年 10 月 20 日毎日新聞他)	*
16	岩手県釜石市 釜石 広域ウインドファーム (釜石市)	1,000kW 43 基	イヌワシ 1	2008 年 9 月 20 日(メス成鳥。ミ イラ化した死体)	事業者	2008 年 11 月 14 日環境 省発表	**
17	岩手県大槌町 釜石 広域ウインドファーム (新山高原)	1,000kW 43 基	ヤマドリ 1	2005 年 4 月 6 日 (当日死亡)	通行人	文献3。新聞報道(同 4 月 13 日 毎日新聞他)。停 止中の風車の支柱への 激突	
18	神奈川県三浦市宮川 公園	400kW 2 基	トビ 1	2003 年 4 月 11 日発見	通行人	文献7	
19	愛媛県宇和郡伊方町 二見	850kW 2基	トビ 1	2006 年 8 月 1 日 発見	通行人	文献8	
20	長崎県生月町	500kW 1 基、 750kW 5 基	トビ 1	2002 年発見	研究者	文献4	
21	長崎県西海市崎戸町 (崎戸島)	750kW 2基	ヒヨドリ	2005 年発見	研究者	文献4	

22	同上	同上	ホオジロ	2005年発見	研究者	文献4		
23	同上	同上	カラス類	2005年発見	研究者	文献4		
24	長崎県五島市(福江島) 五島岐宿風力発電研究所	400kW 3基	ミサゴ 1	2004年5月5日発見	研究者	文献5	***	
25			同上	ウミウ 1	2003年発見	研究者	文献5	
26			同上	トビ 1	2003年5月4日発見	研究者	文献5, 6。日本で初めての論文記載	
27			同上	トビ 1	2003年10月21日発見	研究者	文献5, 6	
28			同上	同上	シロハラクイナ 1	2002年発見	研究者	文献5
29	長崎県対馬市上県町千俵蒔山	600kW 1基	トビ 1	2005年発見	研究者	文献5		

* オジロワシ：種の保存法の国内希少野生動植物種、文化財保護法の天然記念物、環境省2006年版レッドリストの絶滅危惧 I B類に指定されている。(13例)

** イヌワシ：種の保存法の国内希少野生動植物種、文化財保護法の天然記念物、環境省2006年版レッドリストの絶滅危惧 I B類に指定されている。(1例)

*** ミサゴ：環境省2006年版レッドリストの準絶滅危惧に指定されている。(1例)